

事故を少なくする可能性があることは是認しつつも、規則の遵守から無事故への自然的必然性はなく、場合によっては、規則の遵守が事故を引き起こす可能性すらあると受け止めることによって、規則を遵守しないことが、決して自分たちの生命安全を大切にしないことではないと緩和しているのである。即ち、この緩和作用により、安全は、無事故と規則の遵守との二つの概念に峻別されることになる。さらに、彼らが規則の遵守と無事故との関係に対する受け止め方を一多少安易なやり方ではあるが一、社会心理学分野での用語を用いて表してみることにする。Aronsonによると、人々が社会的影響に対する3種類の反応—屈従、同一視、内面化—は、次のように説明される。

a) 屈従：この用語は、賞を得たり罰を避けたりしたいという願望に動機づけられた人の行動様式を最もよく表している。典型的には、そのような人の行動は、賞の保証や罰の脅威が存在する間しか長続きしない。

b) 同一視：これは、社会的影響に対する反応の中でも、影響を与える人のようでありたいという個人の願望から生じるものである。屈従と同じように、同一視では、われわれは、ある特定の行動そのものが満足をもたらすからそのように行動するわけではない。むしろ、われわれがある特定の行動をとるのは、その行動によって自分が同一視している人や人々と

の満足のいく関係に身を置くことができるからである。同一視が屈従と異なる点は、われわれが自分のものとして採用した意見や価値を、それほど強くではないにしても、信じるようになるということである。

c) 内面化：価値や信念の内面化は、社会的影響に対する反応の中でももっとも永続的でもっとも深く根ざしたものである。ある特定の信念を内面化しようとする動機づけは、正しくありたいとの願望である。したがって、その信念に対する報償は内発的なものである。もし影響を与える人が信頼するに足り、見識がしっかりしていると思われれば、われわれは、その人が唱導する信念を受け入れ、それを自分の価値体系に統合するだろう。それがひとたびわれわれ自身の体系の一部になると、それはその影響源とは独立し、きわめて変化しにくいものになるだろう。

(Aronson 1992 訳本 pp. 34-35)

職員が「当たり前を当たり前のように」するよう要請するとき、最初にくる「当たり前」には、規則の遵守から無事故へと繋がる当然さが根底にある¹⁷。しかし、作業員たちが彼らの作業において安全に関する規則を遵守したとしても、職員が

¹⁷ もっとも、「当たり前」は二つの意味を持っており、一つは当為を意味し、もう一つはある事象が頻繁に起こることを意味するが、この順番とおりに職員という言葉の中での二つの「当たり前」にそれぞれ対応すると思われる。

語っている当然さに対しては、屈従かせいぜい同一視の場合が多く、その内面化がなされていると認めるのはいささか難しいところである。

「あっち [中国]¹⁸は安全とかあんまりうるさくないでしょ。」

「こっちは厳しいですか？」

「…いろいろね。…でも俺らが一番知っている人だ。何が危ないかを。あっち [会社でデスクワークしている人たち] は知らないよ、頭の中で考えるだけじゃ。無駄だと思うときもあるけど。でも、やっぱ言われたことはやるよ。」

しかし、建設現場が危険性の高い職場であることを作業員たちも知っており、また、彼らも事故に繋がらない方法で仕事を成し遂げたい欲望があることは、すでに述べたとおりである。しかし、無事故と規則の遵守との二つの概念の間の一致性を認めていない状態で、自分の身を守るための彼らの行動の拠り所は何であろうか。

これについて、われわれ人間が何らかの判断を下すときに、頭の中で勘定のプロセスを経て最終的な結論にたどり着くのであり、結果的にそれが望ましくないのは、この勘定が間違っただめだと主張する人もいるだろう。例えば、けがの場合は、被害のひどさと被害の発生可能性

のいずれかを若しくは両方を間違っただめだと判断し、その結果危険性を過小評価したとする。だが、われわれは同時に自分の生命や身体の安全を損ねたときのいわゆる被害を数値化するのは極めて難しいのも分かっている。例えば、同じけがー死亡の除いてーをしたとしても、人々が感受する痛みの程度及びその痛みに対する耐性の程度も異なるからである。但し、誰しもけがを負えば、他者の同情を乞いたいとの特殊な事情を除いては、自己の利益にならないことは承知している。また、さらに重要なのは、もしわれわれが、けがによる被害の計算ができるとしても、この場合に用いる発生確率に関する情報は、個人の経験に基づく極めて個別的で斉一性を欠くものである可能性が高く、これらの情報の根拠となるのは、おそらく作業員たちの危険を察知しそれを回避するための知識だろうということである。それでは、この種類の知識は、どのように習得されるのであるか。多くの場合、作業員たちの事故や危険に関する知識は、テキストを用いて体系的に学習するのではなく、仕事に従事するなかで見様見真似で技能を修得する過程において得られる体得的なものであり、部分的には条件反射的なものも含まれている。

「最初のころは、こうしちゃいけないということ全く教わってないですよ。前の会社で。だからそのスタンスが現場

¹⁸ 調査員の国籍は中国である。

の中でそれが [ルールを破ることをする
のが] 当たり前なんだなって自分の中で
思っていて、みんなやっていると。わ
ざわざ回っていくということないです。
見て習ったという感じです。上の人から。

(いまはルールっていうことはご存知で
すよね。) はい。いまはやってきて分かりま
したね。」

「若いときは、大丈夫だという、危な
いか危なくないかを勝手に考えて、そう
いうふうに [不安全なやり方で] やって
たけど、だんだんだんだん年取ってく
ると、危ないなと [思いました].」

「(鉄筋をよじ登ったり、足場の内側の
プレスをよじのぼったりすることはあり
ますか。) ありますね。

(それは危険だとは思わないんです
か。) 危険とは思いますが、なんとい
うんですか、慣れているというか。慣れ
たときが一番危ないっていうことも分か
ってるんですけど。鉄筋を上るときでも、
危ない場所と危なくない場所って分かる
んですよ。それで、よく巻いている鉄筋
と巻いてない鉄筋って分かるんですよ。

(それは目で見て分かるんですか。) 大
体慣れですね。あと、鉄筋って太いのも
細いのもありますね。つかまるときは大
体太いのをつかまって上ったり。

(それで足を掛けるところはやっぱり
横筋ですよね。しっかりとまったと思っ

て踏んで下がる時ってありますよね。) ありますね。そのときはもう [手の] 力
で [太い鉄筋をつかみますね]。もし太い
のがなかったとしたら、[細かい鉄筋を]
2本とか4本とかば一つとつかんでそれ
から上ります。もし足でおっこつてもこ
つちで支えるように、保険をちゃんと残
しておくんですよ。…プレスは危ないで
すよ。たまに外れているときがあります
から。[中略]

(危ないということを思いつつ上るっ
ということとは…) 予測しているんで。は
ずれているかもしれないというのが頭の中
にあるんで、そうなってもそんなにび
っくりしない。」

「ここで釘踏んだとするんじゃないで
すか。3秒くらい止まって、またやらな
きゃって。動きはあんまり変わらないん
ですよ。ほとんど。みんな当たり前のよ
うに。でも、もう慣れてくるとあんまり
踏まないんですよ。最初のごろはがなが
ん踏むんですけど。踏んだ瞬間に分かる
んですよ。足が転ぶというか。

(足を上げたりするんですか。触った
感触で上げたり…) なかなか踏まないよ
うになるんですよ。

(避けていくということじゃなくて、
踏んだ瞬間に反射的にするということ
ですね。他の人も結構踏んでいるんです
か。) もう踏んでますよ。親方も踏んだ瞬
間に足が転ぶって言ってましたよ。[で

も] 親方踏んだというのはあんま聞かないっすね。」

さらに、危険回避の知識は、朝礼などの場を通じて、現場職員からも一恐らく規則の遵守を命ずることを通して一伝授されていることも認めている。また、危険を回避する知識が体得的なものであるため、ローカルの様々な状況に依存するものであり、彼らはそれぞれの状況に従って危険に対処しているのである。

「場所場所によるよ。やっぱり経験だよ。…親方や監督が言うことから学んだよ。」

3.5 「イハン」の意味空間—「イハン」の意味

3.4において、生命安全のために規則を守る必要があるというのが、作業員にとって内面化されていないことについて論じたが、もう一つの未解決の問題が取り残されている。通常われわれは、われわれが暮らしている社会は法治社会であることを知っており、遵法的な人間でありたいと思うはずである。にもかかわらず、規則を遵守しないのは、それに取って代わる何らかの同等に重要若しくはより重要な事柄があるはずであるということである。この節では、この疑問を解く鍵である社会的要因を考察することにする。

芳賀は、最終的に事故の引き金となるのは個人のエラーであっても、その背景

要因としてチームワークやリーダーシップ、関係者のコミュニケーション、組織の意思決定のあり方、企業や地域や家庭の安全風土などに問題が見出されることが多い、としている。また、ヒューマンエラーと事故の関係を強調するあまり、事故の要因を個人的な問題に矮小化してしまつては、本当に効果的な安全対策はみつからない、とした（芳賀 2000 p. 183）。正田は、企業の災害や事故記録をよむと、「本人の不注意によってこの事故は発生した」、「あのとき、もっと注意しながら作業していれば、事故は起こらなかつたはずである」という原因記述を目にすることが実に多い、したがってその後の対策も「作業者の注意を喚起し、安全教育に力をいれたい……」というようになっており、これらの中には、心理学の行動理論からみれば、行動をしたからだということに等しい場合が多く、極端にその言を展開すれば、「作業をしていたから」「勤務に出たから」だといわぬばかりのものがある、と指摘している（正田 1985 p. 201、傍点原文どおり）。

芳賀は、様々な種類の安全対策を決定し、実行するうえで責任をもつべき階層を整理した（図-1参照）。多くの場合、安全問題を議論するときに主に左半分を書かれた直接的事故対策だけを問題にするが、実は、右半分に例示した要因も安全にとって非常に大きな役割を果たすのである。一人の作業者が安全に作業をす

るためには、その個人の日常生活における節制はもちろん、上司のリーダーシップ、作業グループの人間関係、職場の雰囲気、企業の組織風土、さらにさかのぼって、子供のときの教育や民族性からまでも強い影響を受けているからである（芳賀 2000 p.186）。

Holmes らは、オーストラリアのペインティング作業を請負う会社の雇用主と

従業員に対してフィールドワークを行い、興味深い研究結果を発表している。オーストラリアのペインティング業のけるリスクは、社会的背景、業界の階層的構造及び危険の制御を個人の技能と責任に基づいて行うという共通認識の間の相互作用によって構築されているとする。

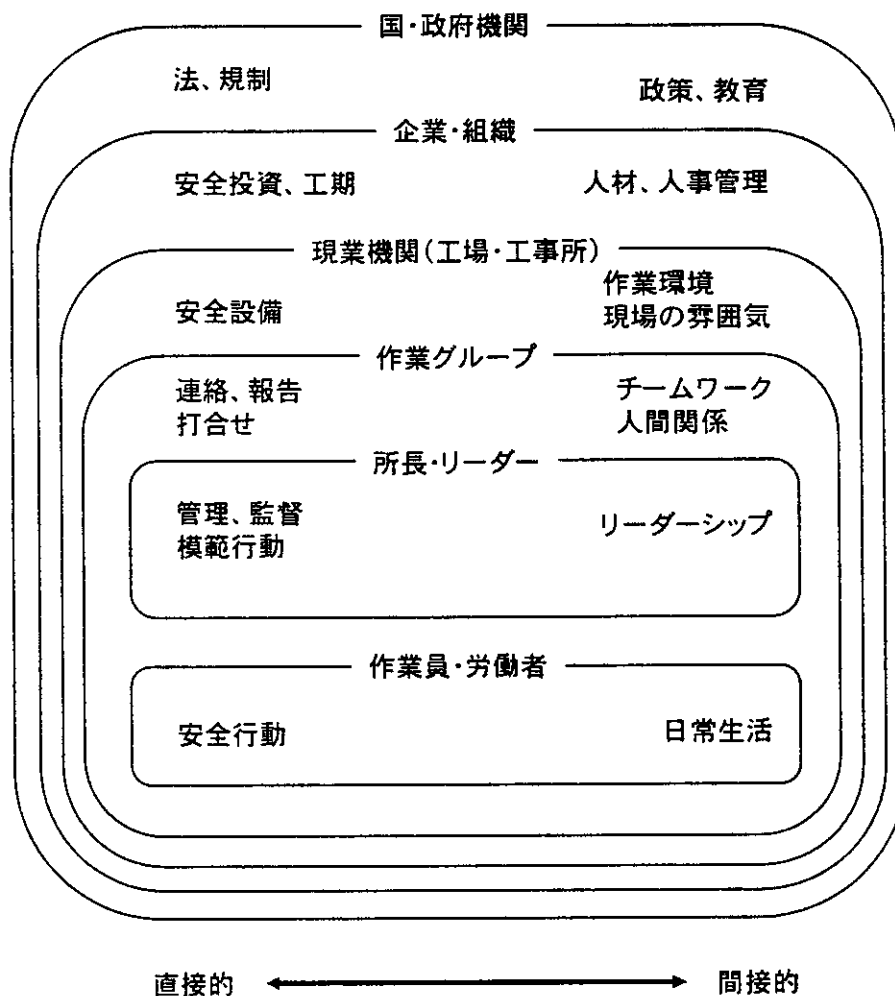


図-1 安全対策の階層構造（芳賀 2000 p.187）

雇用主たちは、彼らの上位にある、料金を徴収し、規制を課す政府機関と請負

金の支払を延期する大手建設業者、過激な価格競争を仕掛ける同業他社、ミスや

事故を起こすならず者の従業員をリスクの源と考えている。経済的な観点から、作業員に必要な安全保護具を提供しないことや、「良い作業員」と「悪い作業員」を対比しながら、疾病や事故は結局のところ、作業員の過失によって引き起こされるものとする。作業員たちは、雇用主、そそかしい同僚や作業に使っている材料及び工具をリスクの原因だと考えている。しかし、階層構造の最下位に位置しており、雇用主の不当さを知っているが、理解を示していることや宿命的な考え方も持っていることを明らかにした (Holmes 1997)。

それでは、建設現場の作業員を「イハン」へとかき立てる社会的要因はいかなるものであろうか。ここでは、彼らにとって、遵法的な人間として活動することを恒常的に妨げる社会的要因について考察することにする。

作業員たちは、規則の全てをそのまま実行しようとする、そうでない状態と比べて、同じ量の仕事を完成するために多くの時間が掛かり、作業の能率が低下すると考えている。

「本当はしなきゃならないんだよ。でも、一日分の仕事を二日掛けてやらなきゃならないから。」

「この現場はやっぱりいろんな業者の人が一緒に仕事をしているんで、こっち

の仕事が終わって次の人が入ったりすることが多いんですよ。だから、仕事が遅くなる [自分たちの工程が遅れる] とよくないですね。…本来は、安全を先に考えなくちゃならないと思うんですけど。…でも、安全というより仕事を終わらせることですね。…工程を守らなくて次の仕事もらえないっということは考えたことがありませんが、やっぱり工程が一番厳しいですね。[監督] さんから会社からも言われますね。…今日終わる予定の仕事が、みんな頑張っても終わらないときは、職長会とかで、明日の午前中に終わりますので、と言うことはあります。」

「(急いでいるとかありますよね。そういうときは安全とかあんまり頭の中にないんですか。) そうかもしれないですね。仕事優先になってしまいますね。」

(安全第一という言葉があるんじゃないですか。いろんな意味があると思いますが、どのように思いますか。) 多少は考えますけど。でもやっぱり仕事は速いほうが [いいですね]。例えば、脚立が 50m 先にあるとするとするんじゃないですか。スラブの上に上ろうとすると、パイプ上っていけば速いんじゃないですか。脚立は 50m 先にあって、一瞬でパイプから上れば速いんじゃないですか。」

「([規則とおりの昇降手段を使わないとき] 面倒くさいということは、楽しいという気持ちですか、それとも速く何

かしたいということですか。)速くしたいという、速く仕事を終わらせたいという。速く終わらせて親方を喜ばせてあげたいというのがあるんじゃないですか。」

この会話において、すでに親方からの圧力の存在が仄めかされているが、この圧力が現れるのは言説的なこともあれば、暗黙的なこともある。いずれにおいても、社会に価値がある財貨を生み出す労働という営為との引き換えとして生活に必要とする報酬を得るといった社会的通念の存在及びそれを基にした社会関係が、この圧力の根底にあるのである。この圧力に自発的若しくは強制的に応じるなかで、一般作業員には、彼らが労働をめぐる社会関係を維持するために、親方が極めて重要な存在であることを認めたいうえ、親方の意思を絶対的なものとして解釈する傾向も一部において現れた。また、若い人を中心として、社会関係の維持のみならず、親方から積極的な姿勢及び技能を認められることが、より多くの学習の機会を与えられることに繋がり、このなかから技能の学習や自分のキャリアパスの将来性を見出す人もいた。

「(最初恐くなくなりましたか。荷が上がって、その下に人がいたりしたときに。)すごい恐かったですよ。一番最初に入った現場というのは、こんなでっかいスペースがないんですよ。現場の中に。道路にトラックを止めちゃって、道路か

ら上げるんじゃないですか。道路に赤いやつとか置いて、はっきり言って風とかで煽られても危ないんじゃないですか。始めのときだってすごい恐かったですよ。あと、巻き方とかあるんじゃないですか。普通にやるやつと、一回しぼるやり方ってあるんじゃないですか。しぼるやり方でしなきゃいけないものを、普通にこうやって上げちゃって、危なかったときありましたよ。それはほんとヒヤッとしますね。やべー自分におこってくるって、一人で逃げてましたね。レッカーの人が気付いて、一気に下げてくれて[大丈夫だったけど]。危なかったですね。そういうのありましたね。

(そのとき、そういうこともあって、私が資格を持ってなくて、これできないよって先輩か親方に言うことはできなかったですか。)そういう状況じゃなかったですね。怒られますね。すごい怖い親方だったんで。前の会社の。」

「調子悪いときでも、流れをちょっとずつよくしてて、あ、どんどん進んでいくなーっていうときはいいんですけど。調子悪いのに親方に怒られるんじゃないですか。それで急がなきゃ急がなきゃって空回りするんじゃないですか。指叩くんですよ。急がなきゃ急がなきゃって、でも、自分の流れは悪いじゃないですか。だけど無理やり強引に、早くやれよって怒られちゃつうと、あつ、やばいやばい

って。そういうときにけがとかになるんですよ。」

「前の親方は恐かったけど、一番最初のところの親方はぜんぜんでした。だから一番最初の親方のところは安全作業でした。安全第一です。親方をなめていたからです。ぜんぜん怒らないから。だから、そのパイプを伝って上っていけばいいんですけど、まあ、50m先の脚立でも取りに行こうかなという考え〔を持ちました〕。…もちろん安全ですよ。でも、仕事は進まないんですよ。親方がちょっとかわいそうですね。一番最初に入ったことは何も分からないごろでしたから。

（いま考えてみればその親方がかわいそうだったと。）そうですね、でも、昔のほうが安全作業。いまはとりあえず仕事進めなきゃならないというのが頭の中にあるから。

（自分にとっては最初の親方のやりかたのほうがプラスになったと思いますか。）いまの親方のほうがやっぱプラスになってますね。こうやって仕事覚えるんじゃないっすか。僕かなり仕事覚えるのが速かったっすよ。昔のところと比べると。ここにくる前はぜんぜんできなかったですけど。親方ががんがんで教えてくれるんですよ。一生懸命やれば何でもやらせてやるって。」

建設作業員たちは、建設現場のような

重層下請構造を持つ職場において、その最も上層にある元請業者の役割が極めて重要である点を認めている。また、元請業者の安全管理において責任のある立場を理解しつつ、ある程度共通の目的を持って組成される現場という共同体のなかで、無事故は最優先すべき事項であるが、それと必然性を持たない規則の遵守については、多少損なっても理解を示してくれることを期待しているのである。だからこそ、この理解が得られなかったときには、多少の当惑を覚えることもあるのである。

「うーん、どうですかね。監督がいいから現場もきれいになるということもありますから。監督がダメだったら、現場とかごちゃごちゃですからね。

（ごちゃごちゃした現場で働いたこともありますか。）あります。あります。

（そのときの監督は…）ぜんぜんですよ。もう現場に出てこないですもん。

（出てこない？）現場に全く出てこないっすよ。だって、パソコンでゲームとかやったりしますね。ポーカーゲームとか。

（それやって現場出てこなかったんだ。）多分そうですね。あと、冬だし、寒かったからとか。」

「（ある監督さん一人が非常に厳しかったということですか。）やあ、全体で。

(そのときはどのように思いましたか。) ちょっと厳しすぎるかなって。

(そんなことは言わなくても分かるよって思いましたか、それともそんなこと一々やれば仕事できないよという気持ちだったんですか。) 仕事にならないと思いましたね。

(監督さんが言ったときは守るようにしましたか。) しました。」

「やっぱり突貫工事とかの場合は、監督さんも言えないんじゃないですか。そんなこと言ってたらちゃんと仕事進まないんだから、って言われたらおしまいじゃないですか。それでも余裕があって、突貫工事じゃなくて余裕があって、単価もよかったら言ってくるかもしれないんですね。それも監督さんが親方に言って、親方が気をつけろって言うかもしれないんですけど。」

河上さんと川崎さんが仮休憩所で一服していたので、私は彼らに近寄っていった。「安全はやっぱりやらなきゃならないと思うんですけど、…法律とおりにね、教科書に書いたとおりにやると仕事が進まないときがあるんですよ。本当はやらなきゃならないけど。全部やっちゃおうと仕事が捗らないですもん。」川崎さんは何も言わなかった。私は、川崎さんに質問した。

「安全はしっかりしているが仕事はあんまりできない人と、仕事はよくできるが

安全はあんまやらない人がいたら、だれにもっと給料をあげるんですか。」

「難しいなー、そう言われるとな。」川崎さんは、両手をポケットの中に入れてまま、つまさきで床をこすっていた。

「うーん、究極的な質問ですね。…でも、けがしないで何も言われなければ、やっぱ仕事ができる人でしょう。」河上さんが川崎さんの代わりに答えてくれた。

「仕事ができないとカネが入ってこないからな。」川崎さんは河上さんの答えに同感を示した。

「言われるっというのはだれにですか。」私は、人差し指で上の方向を指しながら、次の質問を投げかけた。

「うん、上の人ですね。会社の人も、[監督さん]も。…でも、[監督さん]も大目に見てくれる人がいますよ。」

「××さんは厳しいでしょう。」

「あの人はうるさい。小さいことで言われるときは腹立ちますよ。でも、あの人の立場を考えると。言われたときはむかつくけど、後で考えるとあの人が、安全専門ですので、そう言ったなーって、そうじゃないと仕事できないもん。」

また、彼らが処している社会的経済的環境において、彼らに与えられた選択肢が元々多くなく、生産活動を営むなかで彼らが、自分の行為が規則の不遵守に当たるか否かについて深く考える余裕がないことも伺える。

「(ルールを知っていて上るときは、このルールを破ってもいいという感じがあるはずなんですよね。) そのときは、ルールを破ってもやってしまえということを考えてるんじゃなくて、仕事を早くやらなきゃいけないということ一つでやるから、ルールを破ってはいけないということを考えてやるというより、結果的にルールを破ったことになってしまう。」

これまでの議論をまとめてみよう。建設作業員の「イハン」の意味空間には、前述した生命安全と規則の遵守間の必然性を否定することによる緩和作用に続いて、規則の遵守と仕事の迅速な遂行の間に存在する緊張関係を強調することにより、常識ある社会人でありたいといった願望を具現化することによるもう一つの緩和作用が存在することが明らかになった。さらに、これらの二つの緩和作用は、彼らの職場環境及び彼らが位置している社会的・経済的・政治的立場に深く根ざしているものであることは改めて強調しておきたい。

3.6 災害原因調査手法の開発への提言

本研究は、建設現場における災害そのものを研究対象としたものではないが、これまでの議論は、災害原因調査手法の開発のために包括的になされたものであるといえる。災害調査には、工学的・技

術的な観点からの綿密な調査が不可欠になるのが一般的であるが、最近多くなっている人的要因や組織要因の解明に本研究の成果を取り入れ、より広い範囲での社会的要因の調査が必要であるとの提言を行うところである。

調査にあたって、調査を行う人のデータに向き合う姿勢が極めて重要な要因となる。例えば、本研究のなかで調査員が臨んだ姿勢と、犯罪捜査における警察官の姿勢は劇的に異なるものである。犯罪捜査と災害の再発防止との関係について、佐藤は次のように述べている。刑罰が持っていると言われる応報主義（刑罰の本質として犯罪によって生じた害悪に対する応報）、一般予防（犯人に刑罰を与えることによって社会の不特定人が犯罪を犯すことを予防すること）、特別予防（刑罰によってその犯人を更正させ、再び犯罪を犯すことを予防すること）などの三つの機能のなかで、勤勉に職務を遂行しようとしながらもエラーを起こし、それが事故に結び付いているような災害においては、過失を処罰根拠とする刑罰を与え、特殊予防や一般予防による事故の再発防止を図ろうとしているのは、殆ど意味を持ってない（佐藤 1999）。事故の当事者や関係者に対して最初から違法者ないし犯罪者のレッテルを貼ってから取り組むのは、事故の社会的要因とわれわれとの間に厚い壁を建てるだけの効果を持っているといわざるをえない。広い視野と

偏りのない姿勢を見せない限り、われわれの社会にとって重要な意義を持つ多くのデータは、われわれの面前で跡形もなく消えてしまうことさえありうるのである。

また、技法的な面において、本研究から得られた幾つかの知見について述べる。被調査者にとって、調査員は異質的な存在—このような負の効果をできるだけ少なくするために本研究においては調査員を二つの現場にそれぞれ 10 週間と 9 週間滞在させたわけであるが—であることが多いことを十分認識し、一回限りのインタビューで終わりにするのではなく、本研究のように長期間滞在することができないとしても、必要に応じて複数回訪れたり、一つのインタビューのなかでも、同じ質問を繰り返し行ったりすることによって、被調査者の実際持っている認識や考え方に、多方面から接近するよう試みる必要がある。また、事故やけが、規則やイハンなどの言葉は、個人差はあるにせよ、被調査者にとって敏感な問題であるため、雰囲気や和むような質問を組み立てることも、適時相手に対して尊敬を表することも必要となる。

4. 考察

これまでに建設作業員の「イハン」の意味空間に目を向けたが、本節においては、安全をめぐる理念と現実との関係とこれに基づいた元請業者と作業員との相

互作用を検討することにする。

4.1 理念と社会的統制

すでに述べたように、安全第一や人命尊重などは、われわれの社会の根底にあり、様々な形で社会システムのなかに取り入れられ、われわれの日常生活と生産活動を取り囲んでいる理念である。

例えば、厚生労働省の第 10 次労働防止計画¹⁹（平成 15 年～平成 19 年）においては、計画の基本方針である死亡災害の撲滅を解説するにあたって、社会においてそれぞれの役割を担うかけがえのない存在である労働者が、生活の糧を得る過程で生命を失うことは、いかなる時代においても絶対に許されることではなく、事業者を始め関係者はその防止に全力を傾注しなければならない、としている。また、現下の経済環境は依然として厳しいが、いかなる社会経済情勢であろうとも、労働者の安全と健康の確保は企業経営において最も優先されるべき事項の一つであり、企業内に組織と個人が安全を最優先する「安全文化」を根付かせ、自律的に労働安全衛生対策が企業内で推進される仕組みの確立を図ることが必要である、としている。

「労働者の安全と健康の確保」を企業経営の最も優先されるべき事項の一つとしているのは、これと同列の価値の存在

¹⁹ 出典：安全衛生情報センターURL：
<http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anhr00.htm>

を認め、さらにこの同列にある複数の価値間で背反が生じた場合には、それらの間の何らかの形での均衡を求めることを容認しているように見えるが、この一箇所を除けば、傍点をつけた全ての箇所において、安全は他との競合がない絶対的な価値として認識すべきであるとの姿勢を見せている。

次に、この理念を反映した法的統制のうち、元請会社に課されている安全管理面での法的義務を見てみよう。

説明の便宜上、企業の安全衛生管理責任の法的根拠から入るが、この責任は、労働契約関係に付随する信義則に基づいたものである。この安全配慮義務と呼ばれるものに関する最高裁の判決をみると、「安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」（最判昭五十・二・二五、民集二九卷二号一四三頁）としており、さらに、「ところで、雇傭契約は、労働者の労務提供と使用者の報酬支払をその基本内容とする双務有償契約であるが、通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、器具等を用いて労務の提供を行うものであるから、使用者は、右の報酬支払義務にとどまらず、労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしく

は器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務（以下「安全配慮義務」という。）を負っているものと解するのが相当である。もとより、使用者の右の安全配慮義務の具体的内容は、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によって異なるべきものであることはいうまでもない（以下略）」（最判昭五九・四・十、民集三八卷六号五五七頁）、とされている。

建設現場の場合は、安全配慮義務の責任主体は、労働者を現場に派遣する事業者で、多くの場合は下請業者である。安西によれば、架設通路を例にすれば、架設通路の設置は安全な構造を備えたものを使用する措置を講ずる責任は各請負者にあり、仮に、元請業者が設置したとしても、使用前に安全確認をしなければならないのも各請負者である。しかし、この点について一切架設通路の安全に対しては無関心で、単に労働者を派遣して工事を遂行するのが実態となっている（安西 1993 pp. 149-150）。さらに、このような事態を助長していると思われるのが、

- a) 特定元方事業者の統括安全衛生管理責任、
- b) 元方事業者としての指導、是正指示、技術援助等の責任、

c) 特定建設物当の特定注文者の安全な提供使用義務やクレーン等の特定作業の注文者の措置責任、

d) 注文者全体を通ずる下請負人やその労働者への違法指示の禁止責任

などがあり、事業者である各下請業者の責任意識が希薄になっているとしている(1999 p. 150)。

また、元請業者若しくは元請業者の職員の法的責任²⁰を問う動きが裁判例で多く出されており、場合によっては、その責任の追及が公共発注機関にも及んでいる²¹。

さらに、行政指導も元請会社の責任を強調する形で行われ、雇用主である下請業者が自己の法律上の責任を十分認識していないとの指摘もある(1999 p. 117) 例えば、労働基準監督は現場に対して巡視を行い、不備を指摘し、場合によっては、工事中止命令を発することも可能である。また、公共発注機関は、重大事故が起きた会社に対しては、指名停止の措置を取ることもありうる。これらの場合に真っ先に影響を受けるのは、元請業者である。

4.2 現実と経済的制約

元請会社においては、すでに述べたとお

²⁰ 民事上の賠償責任においては不法行為によるものが多く、刑事責任においては業務上過失致死傷罪によるものが多い。

²¹ 公共発注機関の法的責任を定めた裁判例は、宋虎斌 2000 を参照すること。

りの強烈な社会的統制のなかで、「安全第一」の理念を具現化する形で、法的規定に基づいて安全管理体制を構築し、必要な資源を投入する。しかし、安全管理のために経営資源を投入する以上、安全管理は他の経営目標との対立を惹起させる存在と考えられるのである。即ち、有限の資源を枯渇させるまで安全のみを重視することが、実務的に可能であるかという疑問が生じる。

Reason が指摘しているように、企業は同時に ALARP(keep the risks as low as reasonably practicable=リスクを合理的実施可能な範囲内に制御する)原則と ASSIB(and still stay in business=経営継続)原則に従わなければならない(Reason 1998)。企業は経営活動のなかで、数多くの価値に対する平衡感覚を備え、意思決定を行う必要がある。建設企業にとって、現実問題として考慮しなければならないのは、規則の遵守に伴う代価と、工期及びコストとの間に生じる可能性がある二律背反関係である。

一つ簡単な例を挙げる。蛍光灯を取り替える作業を建設現場で行ったときの、極めて周到に作業手順を示したものがあ

²² フィールドで実際行われたものではない。

導入し、作業員も方も忍耐強く教育を受け実行に移したとしても、作業能率が落ちる分はだれが分担するかの問題が取り残される。蛍光灯を取り替える作業は、われわれも自分の職場若しくは家庭でも行うことがある作業であり、われわれの実践から考えると 4-5 分くらいで済むことである。しかし、この 31 項目の作業手順に従えば、恐らく 20-30 分くらいは掛かるだろう。人件費を固定した場合、何倍にもかさむコストはだれが支払うべきかが解決できてないが、しかし、この極めて丁寧な方法は、安全第一という神聖不可侵な理念に忠実に従っている好例で、そのとおりにしないと簡単に振り切れることもできなく、われわれは岐路に立たされるのである。

4.3 葛藤と防御機制

建設現場において、社会的統制と経済的制約が引き起こす葛藤を最も強烈に受けているのは、元請会社の職員—特に安全にまつわる責任が重大な人—であり、その次は、作業員のなかでは親方クラスの人たちである。なぜなら、彼らは社会的統制と経済的制約と同時に深い関わりと持っているからである。以下において、彼らがこのような葛藤を和らげるために採用している防御機制を考察してみよう。

まず、元請業者の職員においても、無事故と規則の遵守を同値として考えない緩和作用が行われる。例えば、職員に行

ったフォーマルインタビューにおいて、安全、工期、コスト—品質を加えたこともあった—について、優先順位を付けるよう質問したことがある。相互が深く関わっており、永久不変で唯一の優先順位がないだろうという回答や、安全を最初に置いた回答者に対しても、具体的な例を挙げながら質問し直すと、その順番が変更したりすることもあり、また安全が最後になるケースもあった。確かにこれは厄介な質問であるが、少なくとも安全がいかなる状況においても最初の不動の順位を占めていると、最後まで力説する人はいなかった。実質彼らにおいても、無事故と規則の遵守との分離が行われ、あえて優先順位を付けようとする、無事故→工期→コスト→規則の遵守というのが彼らの考え方に最も近いものであった。しかし、優先順位を決めるよう要請したさい、普段安全で表現している二つの側面—無事故と規則の遵守—が混乱を起こしていた可能性が伺えた。

二つ目の防御機制としては、作業員に対する規制の強化である。元請業者は、会社若しくは現場特有のやり方を反映した自主的規則を追加する場合がある。例えば、同じ作業員の不安全行動が 3 回見つかったら退場処分にする現場があり、実際退場処分を下した例もあった。この追加的規制は、後になって作業員だけではなく、その作業員を雇用している下請業者全体を退場にするという、さらに厳

格なものになった。このように社会的統制の一部のベクトルを関係する他者に向かわせることによって、自己を防御する体勢を取ることである。

作業員のなかでは、元請業者の職員を規制者とする、規則の守護者の象徴とするイメージを作り上げることが多い。他人の不安全行動や不安全な状況について指摘を行うときの作業員の言葉には、主に二つのパターンがある。一つは、「危ない」とだけ言い、理由の説明はないが、その理由は相手が体感的に分かるか若しくは当然分かっているだろうという共通認識があるときである。この場合は、他人に対する話者の配慮が言明の動機になっている意味を含んでいる。もう一つは、「監督に怒られるから」と、危険が差し迫ってはいないが規則の遵守していない場面において、相手の行動を指摘するときに使われる言葉がある。この場合には、実は自分が指摘したい意思があるわけではないことを、監督という象徴を一時的に借り入れることにより説明を行っている。この方法は、特に、何らかの点において話者の立場が相手より低い若しくは同等のときに用いられるのである。

最後の元請業者の防御機制としては、規則の遵守と仕事の遂行との緊張関係を認め、作業員が行っている仕事に対して不当な妨害をしないとの、作業員の二番目の緩和作用と類似した機制である。「大目にみてあげる」手法を取って、違反事

項の全てを指摘し、改善を命ずることはしないのである。規則の遵守との関連で考えると、このような場合—最も耳障りがよくない言い方をすれば—、彼らは規則を遵守していない作業員と共謀しているのである。しかし彼らは、また、彼らの規制者としての役目についても時々刻々認識しているのである。これら一見相反する二つの役目を巧みに融和した例は、安全パトロールのために外部の人が現場に入るときの「見世物としての安全」である。例えば、朝礼のときにこれを作業員全員に告げ、KY のときに職長／親方がさらに自分のグループの作業員に繰り返す。はみ出た行動や保護具を着用しないことを避けるよう言明するときもあるが、ただ単に外部から人がくると言う事実だけを告げたりするときでもみんなは自分がすべきことを分かっている。また、外部から人が来る前に、職員が安全注意事項関連のポストを貼り直したりすることもある。

このような融和は、職長／親方を介して一般作業員へと投射していく。現場の職長たちが現場を巡視するパトロールがある日は、作業が始まる前に、みんなが通りやすいところで作業しているときは、安全帯などをしっかり付けて作業するよう、一般作業員たちは注意される。このような見世物は、その場にいる人々に対してなんら違和感を与えないで、ごく自然に行われるのである。

「普通はいいけど、だれかきたときは
しっかりやれよ、って。」

5. 結論

本報告書は、厚生労働科学研究費補助
金労働安全衛生総合研究事業の一年目の
研究成果をまとめたものである。本研究
は、我が国の建設現場における作業員の
安全に対する意識を明らかにし、災害原
因究明手法を開発するため、従来の質問
紙方式や統制された実験から得られない
建設現場の実態を反映したデータを収集
する目的で、エスノグラフィーという研
究手法を採用して行った。

本研究の成果をまとめると、下記のと
おりである。

- a) 建設作業員が処している職場環境と
社会的経済的政治的な状況を描き出し、
彼らの「イハン」の意味空間を構成する
二つの緩和作用を明らかにした。
- b) 考察の部分では、安全をめぐる理念と
現実との葛藤から生まれる防御機制につ
いて議論し、安全衛生管理体制が抱えて
いる問題点を暗示した。
- c) これまでの災害原因調査の問題点を
指摘し、本研究が明らかにした社会的要
因を取り入れた手法の開発について包括
的な提言を行い、その具体的な技法につ
いても幾つかの注意点を紹介した。

誤解を避けるため、一点だけ補足説明
を付けておきたい。考察の部分における
議論は、現況の法的規制が厳格すぎると

断罪することでもなければ、安全第一と
いう理念に対し公然たる宣戦布告を発す
るものではない。ただ、考察の議論に含
まれている論点は、作業員の「イハン」
の意味空間に内包される事項—さらに、
本報告書では言及していないが、もしあ
るとすれば、建設現場の「イハン」の意
味空間の重要な構成要素—であることと、
災害原因の調査にあたっては、その現場
だけではなく、われわれが住みなれてい
る社会をも見渡す必要があることをもう
一度訴えたものである。

参考文献

- 安藤清志・大坊郁夫・池田謙一 1995 社
会心理学—現代心理学入門 4 岩波書店
安西愈 1993 建設安全管理の元方責任
と事業者責任 労働基準調査会
Aronson, E. 1992, The social animal.
Sixth edition. New York: W. H.
Freeman and Company 古畑和孝(監
訳) 1994 ザ・ソーシャル・アニマル
- 人間行動の社会心理学的研究 サイエ
ンス社
Blumer, H. 1969, Symbolic interaction:
Perspective and Method. New Jersey:
Prentice-Hall 後藤将之訳 1991 シ
ンボリック相互作用論—パースペクテ

- イブと方法 勁草書房
- Emerson, Robert M., Fretz, Rachel I., Shaw, Linda L. Writing ethnographic fieldnotes, Chicago: The University of Chicago Press 佐藤郁哉・好井裕明・山田富秋訳 1998 方法としてのフィールドワーク—現地取材から物語作成まで 新曜社
- Geertz, C. 1983, Local knowledge: Further essays in interpretive anthropology. New York: Basic Books 梶原景昭・小泉潤二・山下晋司・山下淑美 1999 ローカル・ノレッジ - 解釈人類学論集 岩波書店
- クリフォード・ギアーツ (小泉潤二編訳) 2002 解釈人類学と反=反相対主義 みすず書房 The politics of culture: Asian Identities in a splintered world and other essays (原題)
- Giddens, A. 1997, Sociology: Third edition. Cambridge: Polity Press 松尾精文他訳 1998 社会学—改定第3版 而立書房
- Glaser, Barbey G., Strauss, Anselm L. 1967, The discovery of grounded theory: Strategies for qualitative research. Chicago: Aldine 後藤隆・大出春江・水野節夫訳 1996 データ対話型理論の発見—調査からいかに理論をうみだすか 新曜社
- 芳賀繁 2000 失敗のメカニズム - 忘れ物から巨大多事故まで 日本出版サービス
- Heimer, C. A. 1988, Social structure, psychology, and the estimation of risk. *Annual review of sociology*, 14, 491-519
- 宝月誠編 1999 逸脱—講座社会学 10 東京大学出版会
- Holmes, N., Gifford, S. M. 1997, Narratives of risk in occupational health and safety: Why the 'good' boss blames his tradesman and the 'good' tradesman blames his tools. *Australian and New Zealand journal of public health*, Vol.21, No.1, 11-16
- Holmes, N., Gifford, S.M., Triggs, T. J. 1998 Meanings of risk control in occupational health and safety among employers and employees. *Safety Science*, Vol. 28, No. 3, 141-154
- 船津衛 1999 アメリカ社会学の展開 恒星社厚生閣
- Hurst, Nick W. 1998, Risk assessment: The human dimension. Cambridge: The Royal Society of Chemistry. 花井莊輔 (訳) 2000 リスクアセスメント—ヒューマンエラーはなぜ起こるか、どう防ぐか 丸善株式会社
- 伊江朝章 1999 犯罪的逸脱の理論 学文社
- 石井貴仁 1995 建設現場の労働災害に関する基礎的研究—東京大学土木工学科修士論文
- 海保博之・加藤隆編 1999 認知研究の技

- 法—シリーズ・心理学の技法 福村出版
建設労働災害防止協会 1987 建設業に
おける現場管理者のための統括管理の手
引
- 國島正彦・庄子幹雄 1994 建設マネジメ
ント原論 山海堂
- 黒田亘 1992 行為と規範 勁草書房
- 桑田耕太郎・田尾雅夫 1998 組織論 有
斐閣アルマ
- 正田亘 1985 新版産業心理入門—ヒュー
マンエラーのメカニズム 総合労働研
究所
- 箕浦康子 1999 フィールドワークの技
法と実際—マイクロエスノグラフィ
入門 ミネルヴァ書房
- 三沢謙一 1988 規範的パラダイムと解
釈的パラダイム—現代アメリカ社会学
のパラダイム革新 新睦人・三沢謙一編
現代アメリカ社会学理論 恒星社厚生閣
pp.335-355
- 中村絹次郎 1977 建設工事における注
文者の責任と請負人の責任 鹿島出版会
日本発達心理学会監修 2000 心理学・倫
理ガイドブック・リサーチと臨床 有斐
閣
- 西澤晃彦 1992 寄せ場のエスノグラフ
ィー—不可視の共同性 金子勇・園部雅
久編 都市社会学のフロンティア - 3
変動・居住・計画 pp.119-154
- 大山正・丸山康則(編) 2001 ヒューマ
ンエラーの心理学—医療・交通・原子力
事故はなぜ起こるのか 麗澤大学出版会
- Parsons T. 1951, The social systems. New
York: The Free Press 佐藤勉訳 1974
社会体系論 青木書店
- Reason, J. 1990, Human error. New York:
Cambridge University Press. 林 喜
男(監訳) 1994 ヒューマンエラー—認
知科学的アプローチ 海文堂
- Reason, J. 1995, A systems approach to
organizational error. *Ergonomics*, Vol.
38, No.8, 1708-1721
- Reason, J. 1998, Achieving a safe
culture: theory and practice. *Work and
stress*, Vol. 12, No. 3, 293-306
- Reason, J. 2000, Human error: models
and management. *Western journal of
medicine*, Vol. 172, No. 6, 393-396
- 佐伯胖 1986 認知科学の方法—認知科
学選書 10 東京大学出版社
- Sanjek, R. 1990, On ethnographic
validity. In R. Sanjek (Ed.), *Fieldnotes:
The making of anthropology*. Ithaca,
NY: Cornell University Press, pp.
385-418
- 佐藤郁哉 2002 フィールドワークの技
法—問いを育てる、仮設をきたえる 新
曜社
- 佐藤健宗 1999 事故調査と犯罪捜査 -
事故調査の犯罪捜査からの峻別のための
理論的・実務的課題 第 29 回安全工学
シンポジウム講演予稿集 99-102
- 下井隆史 1990 労働基準法 (第 2 版)
有斐閣

- 鈴木克 2001 建設現場におけるコミュニケーションエラーに関する考察
Monthly (研究所だより) 147, 2-11
- 鈴木芳美・江川義之・庄司卓郎・白井信之介 1999 建設工事における墜落災害の背景としての人的要因へのアプローチ
第 29 回安全工学シンポジウム講演予稿集 301-304
- 鈴木芳美・白井信之介・江川義之・庄司卓郎 2000 建設作業員の墜落災害防止に対する意識について 土木学会第 55 回学術講演会 VI 298-299
- 宋虎斌 2000 建設災害防止における発注者の責任と役割—東京大学大学院工学系研究科修士論文
- 谷村富男 1995 ヒューマンエラーの分析と防止 日科技連出版社
- 中央労働基準協会・建設業安全管理研究会 編 2002 現地KYトレーナー—教育用テキスト 中央労働基準協会
- 渡邊法美・石井貴仁・常美昌朗・國島正彦 1995 建設現場の労働災害に関する基礎的研究 建設マネジメント研究論文集 Vol. 3 163-172

付 録